

会長及び役員予定者の推薦に関するガイドライン

1. 目的

「会長及び役員予定者の選定に関するガイドライン」(以下、「本ガイドライン」という。)は公益財団法人全日本軟式野球連盟(以下「本連盟」という)の定款第6章並びに本連盟規程第5章に定める役員の選任手続き及び役員の選任に関する規程において行われる選定及び推薦を公平・公正に行うことを目的とする。

2. 会長の選定

会長候補者は、下記の全ての条件を満たした者とする。

- ① 全ての理事会(定時及び臨時)に、原則として出席できること
- ② 本連盟と利益相反関係となる関係がないこと
- ③ 会長としての任期は、1期2年として(以下、本ガイドラインにおいて同じ)、連続4期まで(期の途中で就任した場合はその期を含めない)であること
- ④ 役員としての任期が連続して10年を超えないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、連続して7期まで再任を可能とすること
 - ア 当該候補者の実績を鑑み、軟式野球の社会的地位の向上を含めた中長期的な計画を実行、実現する上で、当該候補者が継続して会長を務めることが不可欠である特別な事情を有すると評価される場合
 - イ 国際的なスポーツ組織の特別な役職者であり、軟式野球の国際的普及等に多大な尽力が期待される場合

3. ブロックからの理事の推薦

ブロックからの理事の推薦は、役員の選任に関する規程に定めるほか、下記の条件を満たすと判断された者について、指定した期日までに選定委員会へ通知しなければならない。

- ① ブロック内支部に於いて、本連盟と直接事務的なかかわりのある、理事長及びそれに準ずる役職に就いている、または就いていたことがあること
- ② 全ての理事会(定時及び臨時)に、原則として、全て出席できる見通しがあること
- ③ 理事会に於いて決議された当連盟の事業及び財務状況等に関して、ブロック内支部に対して正確な説明ができること
- ④ 理事会の審議に於いて支部の意見が必要となったとき、ブロック内支部の意見を聞き、まとめられること
- ⑤ 理事の在任期間は、連続して10年を超えないこと。最長期間に達した者については、再び選任されるまでには、4年間の経過措置を必要とする。

4. 理事会が推薦する理事のうちの内部有識者の推薦

役員を選任に関する規程第4条1項(2)に規定する理事会による推薦による者のうち、内部有識者については、下記の条件を満たすと判断された者であること

- ① 理事会（定時及び臨時）に、原則として、全て出席できる見通しがあること
- ② 本連盟の運営方針及び事業の全般を理解し、理事会に於いて意見を述べ、進言する事ができること
- ③ 理事の在任期間は、連続して10年を超えないこと。最長期間に達した者については、再び選任されるまでには、4年間の経過措置を必要とする。

5. 理事会が推薦する理事のうちの外部有識者の推薦

役員を選任に関する規程第4条1項(2)に規定する理事会による推薦による者のうち、選任規程第3条に該当する者で下記の条件を満たすと判断された者を外部有識者とし、本連盟の外部理事と位置付けるものとする。

- ① 理事の在任期間は、連続して10年を超えないこと。最長期間に達した者については、再び選任されるまでには、4年間の経過措置を必要とする。

6. その他の事項

- 1 本ガイドラインに記載されていない事項は、選定委員会の職権において、必要、適切な処理を講ずる。
- 2 本ガイドラインの改正は、評議員会の決議により行う。
- 3 本ガイドラインは、令和3年8月6日より施行する。

令和4年11月8日一部改訂